

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可を受けた方へ

行為許可後の手続きについて

1. 行為を開始したときは行為開始届出書を、行為を完了したときは行為完了届出書を提出してください。

(1) 行為開始届出書

○急傾斜地崩壊危険区域内行為の開始日が決定した場合、速やかに行為開始届出書を提出してください。(開始した日から5日以内)

* 提出部数 行為開始届出書 1部 *** 添付資料は不要です。**

(2) 行為完了届出書

○急傾斜地崩壊危険区域内行為が完了した場合、速やかに行為完了届出書を提出してください。(完了した日から5日以内)

* 提出部数 行為完了届出書 1部

【添付資料】

写真(着手前、施工中、完了後) 1部

* 写真は撮影場所と方向がわかるように平面図に記載してください。

* 施工中の写真は、工事内容(盛土、切土、掘削等)が確認できるようにしてください。

(別紙資料参照)

2. その他の手続き 【必要に応じて、提出してください。】

(1) 行為の内容変更の許可の申請

○許可を受けた者が、当該許可に係る行為の内容を変更しようとするとき

「急傾斜地崩壊危険区域内行為内容変更許可申請書」

* 期間を延長する場合は、必ず許可を受けた期間中に申請してください。

(2) 住所変更等の届出

○許可を受けた者が住所等を変更したとき

「住所変更等届出書」

(3) 地位の承継

○許可を受けた者の地位を承継したとき

「急傾斜地崩壊危険区域内行為地位承継届出書」

(4) 地位の譲渡

○許可に基づく地位を譲渡しようとするとき

「急傾斜地崩壊危険区域内行為地位譲渡許可申請書」

(5) 行為の廃止の届出

○許可を受けた者が当該行為を廃止したとき

「急傾斜地崩壊危険区域内行為廃止届出書」

* 申請書等の様式は、川崎治水センターホームページの「許認可事務のご案内」の「申請書一覧」にあります。<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f507/p6374.html>

神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター 管理課許認可指導班

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（抜粋）

昭和 44 年 12 月 26 日 規則第 119 号

（行為の許可の申請）

第 3 条 法第 7 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、その行為の区分に応じ、それぞれ別表に定める図面及び書類を添えて急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書（第 2 号様式）により所長に申請しなければならない。

（行為の内容変更の許可の申請）

第 4 条 法第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）が、当該許可に係る行為の内容を変更しようとするときは、別表に定める図面及び書類のうち変更に係るものを添えて急傾斜地崩壊危険区域内行為内容変更許可申請書（第 3 号様式）により所長に申請しなければならない。

（住所変更等の届出）

第 6 条 許可を受けた者は、その住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）に変更があつたときは、その日から 10 日以内に住所変更等届出書（第 5 号様式）にその事実を証する書類を添えて所長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第 7 条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、承継の日から 20 日以内に急傾斜地崩壊危険区域内行為地位承継届出書（第 6 号様式）にその事実を証する書類を添えて所長に届け出なければならない。

（地位の譲渡）

第 8 条 法第 7 条第 1 項の規定による許可に基づく地位は、所長の許可を受けなければ譲渡することができない。

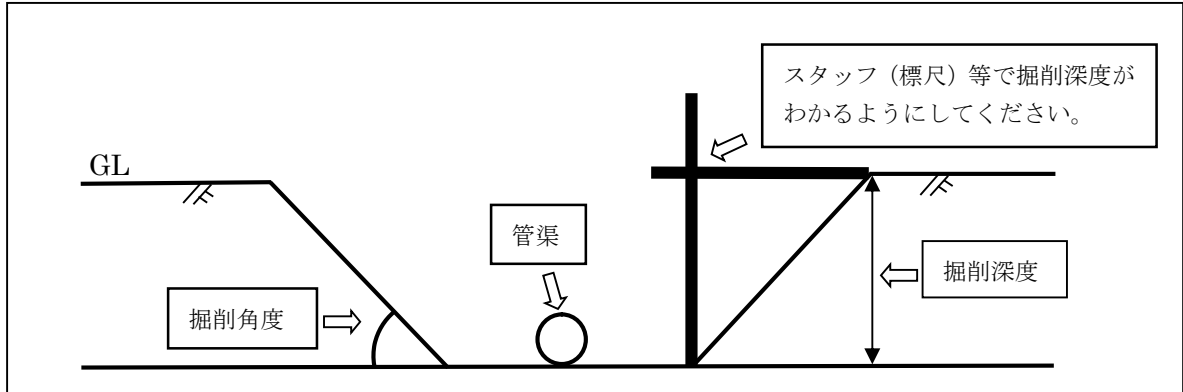
2 前項の許可を受けようとするときは、その理由を示す書類その他所長が必要と認める書類を添えて急傾斜地崩壊危険区域内行為地位譲渡許可申請書（第 7 号様式）により、当該譲渡の当事者双方が連署して所長に申請しなければならない。

（行為の開始届等）

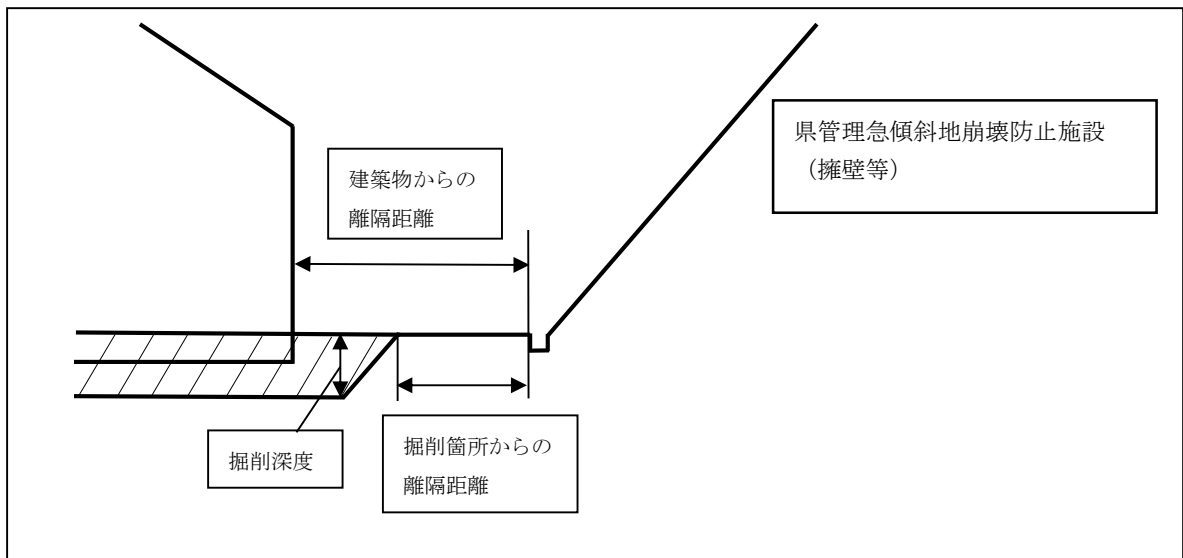
第 9 条 許可を受けた者が当該許可に係る行為を開始し、又は完了したときは急傾斜地崩壊危険区域内行為開始（完了）届出書（第 8 号様式）により、当該行為を廃止したときは急傾斜地崩壊危険区域内行為廃止届出書（第 9 号様式）により、それぞれその日から 5 日以内に所長に届け出なければならない。

別紙資料

○掘削については、下図に示す掘削深度及び角度がわかる写真を撮影してください。



○掘削箇所及び建築物等が県管理の急傾斜地崩壊防止施設（擁壁）等に近接する場合は、下図に示す掘削深度及び擁壁等との離隔距離がわかる写真を撮影してください。上図同様、掘削深度及び離隔距離等をスタッフ（標尺等）でわかるようにしてください。



○その他、上記に該当しない場合及び地盤改良等を行う場合は、別途資料を求める場合がございますので、事前に横浜川崎治水事務所川崎治水センターに確認をお願いします。

受付窓口	
横浜川崎治水事務所川崎治水センター（管理課許認可指導班）	
川崎市多摩区生田4-25-1 〒214-0008	
電話 044-380-7767（ダイヤルイン）	
FAX 044-932-8259	